

別表 1（第 5 条関係）

1 被災区分	2 対象となる被災程度
施設園芸・特用林産物等ハウス、果樹棚、畜舎、堆肥舎	全壊
	半壊
果樹の樹体	損壊

別表 2（第 6 条関係）

1 施設区分	2 復旧費の上限	3 補助金の控除額
施設園芸・特用林産物等ハウス、畜舎及び堆肥舎	(1)施設園芸・特用林産物等ハウス 単棟ハウス 16,588 円/㎡ 連棟ハウス 7,566 円/㎡ (園芸施設共済評価要領第 3 の 1 の別表 1・2・3 より算出した標準価額) (2)畜舎・堆肥舎 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成 28 年 1 月 20 日 27 生畜第 1572 号）等、直近の国の定める上限事業費を準用する。 (3)再生産に伴う既存施設の撤去費用 ア 施設園芸・特用林産物等ハウス 1,300 円/㎡を上限とする。 イ 畜舎・堆肥舎 9,000 円/㎡を上限とする。	(1)農業共済加入施設の場合は共済金受領額 (2)農業共済未加入施設の場合は復旧費又は第 2 欄のいずれか低い額の 30% (3)共済対象外施設の場合は 0 円
果樹棚	(1)平棚 1,500 円/㎡（突上棚） 2,875 円/㎡（吊棚） (2)網掛け兼用棚 2,750 円/㎡ ただし、いずれの場合も再生産に伴う既存施設の撤去費用（積雪時の融雪剤含む※）については、300 円/㎡を別途上限とする。	
果樹の樹体損傷	果樹苗木、改植時の土壌改良、融雪剤※（積雪時に限る。） 300 円/㎡	

家畜避難経費	(1) 避難輸送等経費 10,000 円/頭を上限とする。 (2) 避難施設利用料 42 円/頭・日を上限とする。 (補助対象とする期間は、避難原因日から 3 ヶ月以内とする。 ただし、畜舎を再建する場合にあっては避難原因日から 9 ヶ月以内とする。)	
--------	--	--

※原則、復旧事業に早期に取りかかるために必要な場合のみを対象とする。

畜舎等建築費の上限額の基準例

「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱」	
家畜飼養管理施設	
肉用牛舎（ストール等附帯部分を除く。）	48千円/㎡
乳用牛舎（ストール等附帯部分を除く。）	成牛用80千円/㎡、哺育育成用83千円/㎡
一般豚舎（ストール等附帯部分を除く。）	69千円/㎡
分娩豚舎（ストール等附帯部分を除く。）	69千円/㎡
ウインドレス鶏舎（ケージ等附帯部分を除く。）	68千円/㎡
家畜排せつ物処理利用施設	
堆肥舎（500㎡未満 附帯設備を除く。）	71千円/㎡
堆肥舎（500㎡以上 附帯設備を除く。）	67千円/㎡
尿貯留施設（1000㎡未満 附帯設備を除く。）	55千円/㎡
尿貯留施設（1000㎡以上 附帯設備を除く。）	26千円/㎡
自給飼料関連施設	
バンカーサイロ	10千円/㎡
飼料原料保管施設等（附帯設備を除く。）	79千円/㎡
飼料調製施設（附帯設備を除く。）	69千円/㎡